

寝たきり高齢者等の 紙おむつ購入費を補助します

高齢者支援係・福祉係

寝たきりや認知症の高齢者及び重度の心身障害者の皆さんを在宅において介護されている方の負担軽減を図るため、紙おむつの購入費の一部を補助します。

◆対象者

町内に住所を有する65歳以上の寝たきりや認知症高齢者及び65歳未満の重度心身障がい者で常時紙おむつを必要とし、在宅において6ヶ月以上介護を受けている方。

◆補助額 月額5,000円以内

◆対象期間 平成28年1月から12月までの購入分

◆申請方法

役場町民課窓口申請用紙がありますので、対象期間の領収書（おむつ等の購入が明記されているもの）を添付の上、申請してください。

◆提出期限 平成29年1月18日(水)まで（期限厳守）

◆留意事項

介護保険施設及び病院等に入所（入院）期間中の紙おむつの購入費は対象となりません。



お問合せ先 町民課 高齢者支援係／福祉係 電話 56-2311 有線 2311

難病等治療者の皆さんに通院費補助のお知らせ

福祉係

町では、国で定める特定疾患（小児慢性特定疾患を含む）・精神保健法により認定された精神障害や人工透析等の治療のため、医療機関に通院されている皆さんに通院交通費の一部を補助しています。

◆対象期間 平成28年1月～12月までの通院分

◆申請方法

役場福祉係窓口にて所定の用紙がありますので、医療機関の通院証明を受けて、申請してください。

◆提出期限 平成29年1月27日(金)まで（期限厳守）

◆留意事項

対象となる疾患等についてはお問合せください。

お問合せ先 町民課 福祉係 電話 56-2311 有線 2311

平成28年生活のしづらさなどに関する調査 （全国在宅障害児・者等実態調査）

厚生労働省では、このたび都道府県・市区町村を通じ「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

調査の概要

「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」は、障害児・者等の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

調査日 12月1日

障害のある方への施策をより良くするため、
調査員が訪問した際には調査にご協力ください



詳しくは <http://www.mhlw.go.jp/>